

男女共同参画推進審議会の委員を募集します

市では、平成24年度から令和3年度までの10年間を計画期間とする「第3次ぎょうだ男女共同参画プラン」を策定しています。このプランの達成状況を評価するとともに、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査、審議していただく委員を募集します。

- ▶**応募資格** 満18歳以上であり、市内在住、在勤、在学の方で、平日昼間の会議(年4回開催予定)に出席できる方。ただし、次に掲げる方は除きます。
 (1)応募日現在、すでに本市の審議会などの委員の職にある方
 (2)市職員および市議会議員
- ▶**募集人員** 4人
- ▶**任期** 委嘱した日から令和4年3月31日(木)
- ▶**応募方法** 住所、氏名、性別、年齢、電話番号、応募動機200字程度をA4縦用紙に記入し、直接、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-0032 行田市佐間3-23-6 行田市男女共同参画推進センター VIVA ぎょうだ【FAX】556-9310【Eメール】viva@city.gyoda.lg.jp
- ▶**締め切り** 5月29日(金)必着
- ▶**選考方法** 書類選考の上、決定します。
- ▶**問い合わせ** VIVA ぎょうだ ☎ 556-9301

中学生までのお子さんを育てている皆さんへ 児童手当現況届の提出をお願いします

児童手当は、家庭生活の安定と児童の健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了前の児童を養育している方に手当を支給する制度です。

現在、児童手当を受給されている方は、6月中旬に「児童手当現況届」の提出が必要となります。該当する方には、現況届に関する書類を送付しますので、必ず6月中旬に提出してください(公務員の方は、勤務先で手続きを行ってください)。

- ▶**受付日時** 6月7日(日)～26日(金)午前9時～午後5時(土曜日を除く)※日曜日は正午まで
- ▶**受付場所** 市役所1階ロビー、南河原支所(平日のみ)
- ▶**対象** 中学生までのお子さんを養育している方※子どもが施設に入所している場合や里親などに預けられている場合は、その施設の設置者や里親など
- ▶**持ち物** 現況届、印鑑(朱肉を使用するもの)
- ▶**支給金額** 【3歳未満】月額15,000円
 【3歳以上小学校修了前】月額10,000円(第3子以降は15,000円)
 【中学生】月額10,000円
- ▶**所得制限** 所得金額が一定以上の場合、児童1人につき月額5,000円が支給されます。
- ▶**注意** 現況届の提出がない場合は、6月分以降の児童手当を受給することができません。
- ▶**その他** 郵送による提出も可能です。
- ▶**問い合わせ** 子ども未来課給付担当(内線292)

男女共同参画推進事業所を募集します

男女が共同して参画することができる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所を表彰します。皆さんの応募または推薦をお待ちしています。

- ▶**対象** 次のいずれかの取り組みを行っている市内に所在する事業所(国、地方公共団体などを除く)
 (1)女性労働者の能力発揮を促進し、その活用を図る積極的な取り組みを推進している事業所
 例・女性の管理職への積極的な登用
 ・女性従業員の資格取得支援(教育訓練・研修など)
 ・パート社員の処遇改善、正社員への登用
 ・企画・立案などに女性も積極的に参加している
 (2)仕事と家庭生活その他の活動との両立を支援するための制度を制定し、積極的に活用している事業所
 例・妊娠・出産・育児・介護の支援制度を周知し、利用しやすい雰囲気づくりをしている
 ・産前・産後休暇制度が活用されている
 ・育児・介護を行うために在宅勤務、フレックスタイムなどの柔軟な勤務体制がとられている
 ・ノー残業デーや定時帰宅奨励制度
 (3)男女が共同して参画できる職場づくりに向けて積
- 極的に取り組んでいる事業所
 例・セクシャル・ハラスメント防止のための周知や研修などを行っている
 ・男女がともに活躍しやすい環境とするための施設・設備の整備・改善を行っている
- ▶**提出方法** 6月12日(金)までにVIVA ぎょうだで配布している応募・推薦用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で提出してください。※5月4日を除く月曜日、5月7日(金)は休館
 【持参・郵送】〒361-0032 行田市佐間3-23-6 行田市男女共同参画推進センター「VIVA ぎょうだ」
 【Eメール】viva@city.gyoda.lg.jp
- ▶**選考方法** 行田市男女共同参画推進審議会の意見を聴取し、審議の上、決定します。
- ▶**問い合わせ** VIVA ぎょうだ ☎ 556-9301

地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員

～5月12日は民生委員・児童委員の日です～

民生委員・児童委員、主任児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた、地域の福祉ボランティアです。自らも地域住民の一員として、担当地域の高齢の方、障がいのある方、子供たちなど、配慮が必要な方の見守りを行っています。

また、市民の立場でさまざまな相談に対応し、必要に応じて市や社会福祉協議会などの専門機関とのつなぎ役に努めています。なお、民生委員・児童委員、主任児童委員には、法に基づく守秘義務があり、相談の秘密は守られます。

民生委員・児童委員の3つの基本姿勢

「社会奉仕の精神」
 「基本的人権の尊重」
 「政治的中立」

また、4月1日付けで、新たに次の4人の方が、厚生労働大臣および埼玉県知事から委嘱を受けました。

氏名	担当地区など	電話番号
田中 恵二	富士見西部	090-2750-5097
武田 芳信	西新町(7班～12班、14班～18班)	555-1052
新井 君子	緑町	555-0189
小巻 正夫	須加1区～4区(下中条)	557-2004

※市内では現在、138人の民生委員・児童委員と10人の主任児童委員が活動しています。
 ※自身の地区の担当民生委員・児童委員や主任児童委員を知りたい方は、福祉課に問い合わせください。
 ※現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部の活動を自粛しています。
 ▶**問い合わせ** 同課トータルサポート推進担当(内線285)

介護保険認定調査員を募集します

- ▶**業務内容** 要介護認定に関する調査
- ▶**資格** 介護支援専門員または介護認定調査員の経験があり普通自動車免許証をお持ちの方
- ▶**勤務時間** 1週間に20時間未満(勤務詳細は応相談)
- ▶**募集人数** 1人
- ▶**時給** 1,206円
- ▶**申し込み** 6月5日(金)までに市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入の上、高齢者福祉課へ持参してください。書類選考の上、面談の日程を連絡します。
- ▶**問い合わせ** 同課介護認定担当(内線269)

地域福祉推進計画を策定しました

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、支え合いながら安心して生き生きと暮らせるよう、地域住民や行政、社会福祉関係者が協力して地域の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

このたび、本市の地域福祉を推進するための基本計画である「行田市地域福祉推進計画」を策定しました。今後は、この計画に基づき、市・社会福祉協議会・地域・市民の皆さんが共に助け合い、協力し、支え合う「地域共生社会」の実現に取り組みます。

- ▶**計画の基本理念** 「誰もがお互いに支えあい、自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち 行田」
- ▶**計画期間** 令和2年度～令和6年度(5年間)
- ▶**閲覧場所** 市政情報コーナー、市ホームページ、福祉課、総合福祉会館「やすらぎの里」、行田市社会福祉協議会ホームページ
- ▶**問い合わせ** 同課トータルサポート推進担当(内線285)または同協議会 ☎ 557-5400

金婚夫婦に記念品を贈呈します

市では、敬老事業の一環として、今年結婚50周年を迎える夫婦または結婚から50年を経過した夫婦に、9月5日(土)に教育文化センター「みらい」で開催される敬老祝賀式典でお祝いの記念品を贈呈します。記念品の受領には、申請が必要となりますので、次のとおり申請してください。

- ▶**受付期間** 5月7日(木)～6月30日(火)※期間厳守
- ▶**対象** 昭和45年12月31日以前に結婚した夫婦(婚姻年月日は、挙式の日または婚姻した日どちらでも可)※昨年までに記念品を受領している方を除く
- ▶**申請方法** 高齢者福祉課、南河原支所および各地域公民館にある指定の申請用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、直接同課に提出してください(郵送可)。印鑑、戸籍謄本などは必要ありません。なお、代理申請は可能ですが、電話による申請は受けられません。
- ▶**問い合わせ** 同課高齢福祉担当(内線223)